

Title	英語法助動詞の意味論
Author(s)	中野, 弘三
Citation	大阪大学, 1993, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/38746
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉 大阪大学の博士論文について 〈/a〉 をご参照ください。

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

氏 名 ^{なか} 中 ^の 野 ^{ひろ} 弘 ^{ぞう} 三

博士の専攻分野の名称 博 士 (文 学)

学 位 記 番 号 第 1 0 9 8 0 号

学 位 授 与 年 月 日 平 成 5 年 12 月 1 日

学 位 授 与 の 要 件 学 位 規 則 第 4 条 第 2 項 該 当

学 位 論 文 名 英 語 法 助 動 詞 の 意 味 論

論 文 審 査 委 員 (主査)
 教 授 河 上 誓 作
 (副査)
 教 授 石 田 久 助 教 授 大 庭 幸 男

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、英語の法助動詞 (modal auxiliaries) のうち can (could), may (might), must, need の四つを取り上げ、その意味分析を試みたものである。本論文の目的は二つあり、一つは、各法助動詞の意味ばかりでなく、これら法助動詞の意味相互の関係を体系的に説明する意味分析法を探求することであり、もう一つは、この意味分析法に基づいて英語法助動詞の意味の共時的分析、およびその意味変化の通時的考察を行なうことである。なお、これら法助動詞の意味特徴はその多義性にあり、しかもその多義性は、①命題の内容を成す意味から、②命題に対する話者の心的態度 (認識的法性)、さらには③ある種の発話行為を遂行する発話の力としての意味特性 (遂行性) に及ぶ特異なものであるが、本論文では特にこの多義性に焦点を合わせ、法助動詞の意味分析が行われる。

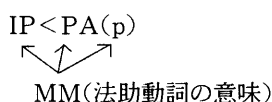
本論文はA5判総頁数504頁 (本文467頁, Appendix 29頁, 参考文献8頁), 400字詰原稿用紙に換算して約1323枚に相当する長さである。全体は6章から成る。第1章「法性」では法性の本質、法性の種類を従来の説を概観しながら考察し、第2章「法助動詞の意味特性」では予備的考察として法助動詞の意味特性が考察される。第3章「法助動詞と否定」では、法助動詞の意味分析上重要性をもつ法助動詞と否定の関係が扱われ、第4章「英語法助動詞の意味分析 (1) - 分析方法」では、法助動詞の意味分析の方法が述べられる。第5章「英語法助動詞の意味分析 (2) - 具体的分析」では、第4章で示した意味分析法を本論で扱う法助動詞に適用し、その妥当性が示される。第6章「英語法助動詞の意味の発達」では、本論文の分析法が法助動詞の意味発達の説明に適用され、その優れた説明力が論証される。

次に各章の論旨を述べる。

第1章「法性」では、哲学、論理学における法性の取り扱われ方を踏まえた上で、言語学ではその法性がどのように考えられているかを明らかにする。まず、法性の種類として「可能性」と「義務性」という概念に基づく認識的法性 (主観的, 客観的), 義務的法性 (遂行的, 非遂行的), 動的法性 (主語指向的と中立的) とその概念によって捉えられない言語学的法性 (蓋然性, 意志などの法性) があることを指摘し、それらの意味的特性と相違点を明らかにする。その後、先行研究 (Halliday (1970), Davies (1979), 生成意味論, Lyons (1977), Tregidgo (1982) 等の

分析)を綿密に検討し、それぞれについて問題点を指摘する。

第2章「法助動詞の意味特性」では、以下の章で法助動詞の意味分析を行なうための予備的考察として法助動詞の意味特性を考察する。この章では、まず、法助動詞の多義性が特異なものであること、すなわち、法助動詞は、一方では、John can swim. の can の表わす「主語の能力」や I will do my best. の will の表わす「主語の意志」のように、命題の一部を構成する意味を表わすが、他方では命題の表わす出来事／状態の発生の可能性／必然性という命題指向の意味、さらには命題が真である可能性／必然性についての話者の判断のような話者指向的な意味を表わすことができることを明らかにする。続いて、法助動詞と発話行為との関係を考察し、法助動詞の意味が持つ話者指向性や遂行性は、法助動詞を含む文の「発話の意味構造」を基礎にして説明されるべきものであるとする。そして発話の意味は「発話の力+命題 (p)」と分析され、発話の力が発話の目的 (IP) と命題態度 (PA) から成るとすると、発話の意味の一般的内容は 'IP<PA(p)' という公式で表わすことができるとする。そして法助動詞の表わす意味(MM)は、次に示すように、発話の意味構造の三つの部分のいずれにも関わりを持ち、ここから法助動詞の多義性が生ずると議論する。



第3章「法助動詞の意味特性—予備的考察」は、法助動詞の意味分析上重要性を持つ法助動詞と否定の関係性を扱う。英語の法助動詞 can, may, must, need と否定の関係で問題となる事柄は、これらの法助動詞の各々が否定を介して互いに論理的に等値 (equivalent) となるが、現実の用法においてはこのような等値の関係にある二つの「法助動詞+not」が必ずしも同義ではない。たとえば、義務的用法の may+not と同用法の must+not は論理的には等値であるが、前者は「不許可」、後者は「禁止」を表わす。また、認識的用法の may+not と同用法の need+not も論理的には等値であるが、It may not be true. と It needn't be true. は同義ではない。二つの「法助動詞+not」が論理的には等値となるか同義にはならない理由は、一方に否定辞は命題否定 (否定辞が法助動詞の意味を否定せず、法助動詞を除いた文の命題を否定する) を成すのに対し、他方の否定辞が法性否定 (否定辞が法助動詞の意味を否定する) を成すためである。「法助動詞+not」が法助動詞の種類や用法によって命題否定を成す場合と法性否定を成す場合があることは従来からよく知られているが、これまでのところ、「法助動詞+not」の否定辞が法助動詞の種類や用法によってなぜ命題否定と法性否定という異なった否定の仕方を生み出すのかは明らかにされていない。法助動詞が否定辞を従える場合、なぜ命題否定と法性否定の区別が生じるのかは、法助動詞と否定に関する最も基本的な問題であり、第3章ではこの問題に対して法助動詞の意味特性に基づく説明が試みられている。

第4章「英語法助動詞の意味分析 (1)」では、本論文で扱う法助動詞の意味分析の方法を述べる。第2章で述べた法助動詞の特異な多義性を適切に説明するには法助動詞の固有の意味だけでなく、それと法助動詞を含む文の意味構造との関係も考慮に入れる必要があるところから、本論文の法助動詞の意味分析は、法助動詞固有の「核意味」と法助動詞を含む文の「発話の意味構造」に基づいて行なう。この章では、まず法助動詞固有の意味に関する最近の意味分析方法の二つの流れ、すなわち、素性分析と核意味分析を比較し、核意味分析のほうがより妥当な分析方法であることを論じ、次に、本論文が想定する法助動詞の核意味の内容を示す。本論文の法助動詞の意味分析の基本的な考え方は、法助動詞の多義性は法助動詞が持つ基本的意味、すなわち、核意味と、法助動詞の文脈を成す (当の法助動詞を含む) 文の発話の意味構造との相互関係から生じると見做す、ということである。そのため、法助動詞の核意味の内容は、法助動詞固有の意味の核となる「意味核」と、その意味核が文の発話の意味構造のどの部分と結合するかを示す「命題変項」、および、法助動詞を含む文が用いられる文脈 (場面) に関する情報を表わす「言語外的要因」の三つの要素から成るものとする。一方、文の発話の意味構造は「発話の目的 (命題態度 (命題的法性 (単純命題)))」という四層の構造を持つものと分析するが、この分析の妥当性を裏付ける議論として、この構造を仮定することによって法助動詞だけでなく、接続詞や副詞の用法も適切に説明できることを示す。

本論文では、法助動詞の多義性は、その核意味が当の法助動詞を含む文の四層の発話の意味構造のどの部分とも関

わることができる、という複数の可能性があることから生じると考える。法助動詞を含む文の統語構造が、概略、「NP（主語）+法助動詞+VP（述部）」であるとすると、'NP-VP'が表わす意味は発話の意味構造の「単純命題」ないしは「命題的法性（単純命題）」を成す。命題的法性は、文の発話によって遂行される発話行為の種類を反映するもので、陳述表示型発話行為を遂行する文の命題的法性は単純命題が真であることを表わす「真理的法性」であり、一方、行為指導型発話行為を遂行する文のそれは単純命題の表わす行為の実現を求める意の「行為的法性」である。本論文では、「命題的法性（単純命題）」の命題的法性が真理的法性であるものを「真理命題」、それが行為的法性であるものを「行為命題」と呼ぶ。法助動詞の表わす意味は、基本的には、認識的法性、義務的法性、動的法性の3種類に分類できるが、第4章では、法助動詞の意味に基本的にこの3種類の意味が存在するのは、核意味の命題変項の値が「真理命題」「行為命題」「単純命題」の3種類に及ぶことに由来することを示す。すなわち、can, may, mustなどの核意味の命題変項の値がこれら3種類の命題のいずれでもあり得ると仮定すると、たとえばHe can't/may/must be serious.におけるHe-be-seriousという単純命題の真実性が問題とされる文脈では、法助動詞の核意味の命題変項の値が真理命題と解釈され、すなわち核意味がこの文の発話の意味構造の「命題的法性（単純命題）」に関わると解釈され、それが表わす法性は認識的法性ということになる。一方、He-be-seriousという単純命題の内容を実現してほしいという誰かの願望が存在する文脈では、法助動詞の核意味の命題変項の値は行為命題と解釈され、法助動詞の表わす法性は義務的法性と解釈されることになる。さらに、法助動詞は、真理命題に対する話者の主観的判断を表わす主観的認識的法性や、行為命題の実現を話者が聴者に要請する（許可する）意の遂行的義務的法性を表わすことができるが、これらの方法は、核意味が文の発話の意味構造の「命題態度」や「発話の目的」にかかわる場合に生じる用法であると説明する。

第5章「英語法助動詞の意味分析（2）－具体的分析」では、第4章で示した意味分析法を本論文で取り扱う法助動詞に実際に適用して、その意味分析を行なう。本章では、まず、can, may, must, needの持つ多義性を接続詞に導かれた副詞節の多機能と比較しながら、本論文の意味分析法が法助動詞の多義性と副詞節の多機能の両方を同じ原理で説明できることを示す。次に、これらの法助動詞の多義性と言語外的要因（文脈／場面的要因）との関係を検討し、言語外的要因の多様性から生じる法助動詞の意味の「傾斜」（gradience）と呼ばれる現象を本論文の核意味分析が適切に説明できることを示す。さらに、過去の文献で指摘されているcan, may, mustの様々な用法の区別を第4章で示した本論文の分析法が的確に扱えることを実証する。

本論文の意味分析法の最も重要と考えられる特色は、それが法助動詞が表わし得る意味の種類を予測する仕組みとなっている点である。法助動詞の意味である各種的法性は、法助動詞の核意味、それを含む文の発話の意味構造、言語外的要因の相互関係を予測することになる。このような予測を行なう意味分析法の妥当性をテストするには、過去から現在に至る法助動詞の意味の発達をこの分析法が適切に説明できるか否かを見ることである。最終章の第6章「英語法助動詞の意味の発達」では、そのようなテストを行なう目的で、本論文の分析法が法助動詞can, may, mustの意味の発達をどのように説明するかを検討する。そして、語の意味変化にかかわる諸々の偶然的要因の影響を差し引くと、本論文の分析法はこれら法助動詞の意味の発達を基本的には的確に説明できることを実証する。また、語の意味変化に関する最近の他の研究と比較して、この分析法がより優れた説明力をもつことが論証される。

論文審査の結果の要旨

法助動詞の特徴は多義性にある。例えばmayは認識的法性（「かもしれない」の意を表わす）、義務的法性（「よい」の意を表わす）、そして動的法性（「できる」を意味する）を表わす。さらに、認識的法性には主観的と客観的の区別、義務的法性には遂行的と非遂行的の区別、そして動的法性には主語指向的と中立的の区別がある。また、別の見方をすれば、話者指向的かどうか、命題指向的かどうか、陳述緩和的かどうかなどの区別もある。さらには「依頼」、「勧告」、「申し出」などの語用論的法性を示す場合もある。このように法助動詞の多義性という特性はあまりに

も複雑であるため、これまでそれを包括的に説明した理論は提案されてこなかった。本論文は、この難解な問題に敢えて挑戦し、単に法助動詞が持つ固有の意味を設定して解決するようなことはせず、語レベルを越えて文の発話の構造を用いて説明しようとしている。今までこのような分析がなされたことがないわけではないが、本論文ほど法助動詞の多義性を適切に、そして余すところなく説明しようとした分析は他にないであろう。中野氏は、現在の言語理論の最先端の成果を熟知したうえで、数百の英文用例の精密な意味分析を行い、結果として、法助動詞の多義性を見事に説明する説得力ある理論を構築することに成功している。

本論文は発想・テーマ・研究方法等における独創性、議論における論理的一貫性と論文としてのまとまり、文献・資料・実例等の実証性、用語・表現等の明晰性、これらのいずれにおいても優れており、特に中心にあたる第4章、第5章では中野氏の豊かな理論的知識と鋭い言語感覚に裏打ちされた見事な言語分析が展開されている。こうしたことから、本論文が学界に与える影響は極めて大きく、今後の研究水準を作るにあたっての重要な文献の一つになることは間違いないと思われる。本論文の数ある研究成果のうち、特に重要と思われる3点を整理しておく。

(1) 本論文では、法助動詞の多義性を法助動詞の核意味と発話の意味構造との相互作用によって説明しようとしている。核意味は外的要因と法助動詞の意味核と命題という三つの要素から構成されているが、本論文の優れた点の一つは、その核意味において、外的要因と命題を変項として扱っている点である。例えば、外的要因を変項とすることにより、それが話者なのか、主語なのか、あるいは自然的・物理的状況なのかなどによって、義務的法性、認知的法性、動的法性の区別、さらには主語指向的か命題指向的かなどの区別が説明可能になる。また、命題を変項化することによって、真理命題なら認知的法性を、行為命題なら義務的法性を、単純命題なら動的法性を表わすという対応関係が容易に捉えられることになる。

(2) 本論文では、発話の意味構造の妥当性を副詞節を用いて示した後、法助動詞が否定を伴う場合、法性否定、命題否定、否認の解釈がなされ、その解釈は法助動詞の種類に応じて固定していることを指摘している。本論文の第二の重要点は、否定を伴う法助動詞のこうした固定的解釈を発話の意味構造と法助動詞の核意味との相互作用（そして「命題否定の原則」）を用いて見事に説明していることである。また、これは(1)と関係するが、主観的認知的法性と客観的認知的法性、さらには遂行的義務的法性と非遂行的義務的法性などの違いをこの発話の意味構造と法助動詞の核意味関係で柔軟に説明している点も際立つ成果である。

(3) また、本論文の分析は、法助動詞の意味変化の過程を適切に説明することができるという点でも優れた成果を示した。つまり、法助動詞の核意味と発話の意味構造の相互作用を巧みに用いたこの分析は、ただ単に共時的なものとしてだけでなく、通時的なものとしてもその有効性を証明した。例えば、認知的法性を示す法助動詞の意味変化は「命題指向的法性」→「客観的認知的法性」→「主観的認知的法性」と変化するが、それは発話の意味構造において法助動詞の作用域が「命題」→「命題的法性」→「命題態度」と拡大していったと説明する点である。

とはいえ、本論文の優れた成果にもかかわらず、難点がまったくないわけではない。例えば、法助動詞の核意味と発話の意味構造との関係で法助動詞の持つ多義性を証明しようとしているが、副詞節の場合と平行に説明できない場合がある。例えば、法助動詞の核意味が発話の意味構造の命題態度 PA に関わるとき主観的認識を表わすが、その時の意味構造は命題変項が真理命題になるように修正が必要なこと、また、法助動詞の核意味が発話の目的 IP に関わるとき、顕現化の原則通りの IP を顕現しない。副詞節とまったく平行に説明されるなら発話の意味構造を用いる意義があるであろうが、上で指摘したような修正が必要であるならば、発話の意味構造をたてる意義が幾分薄れるかもしれない。

しかしながら、これらのごく些細な問題点であり、法助動詞の有する多義性を考えれば、そのような平行性が欠けても、この分析全体の理論的意義は変わらず、本論文の卓越した成果を決して損なうものではない。よって本審査委員会は、本論文を博士（文学）の学位を授与するに十分な価値を有するものと認定するものである。